

目 次

Ⅲ 養介護施設従事者等による虐待への対応

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に

向けた連携・協働体制の整備 134

1) 庁内関係部署との連携・協働 134

2) 都道府県との連携・協働 135

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応 136

2.1 相談・通報・届出への対応 140

1) 相談・通報等受け付け後の対応 140

2.2 事実確認の準備と実施 145

1) 通報内容の情報共有の実施、既存情報の収集と
都道府県への情報提供の準備 145

2) 市町村と都道府県による対応の協議 145

3) 事実確認の根拠について 146

4) 事前連絡 148

5) 高齢者等の保護先の確保 149

6) 事実確認の実施体制 149

7) 事実確認の実施手順、確認事項 151

8) 事実確認結果の整理、調査報告書の作成 155

2.3 虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、 課題の整理、対応方針の決定	156
1) 虐待対応ケース会議	156
2) 虐待の有無の判断	156
3) 緊急性の判断と対応	159
4) 深刻度の判断	159
5) 対応方針の決定：高齢者への対応	160
6) 対応方針の決定：養介護施設等への対応	160
7) 対応方針の決定：通報者への対応	161
8) 都道府県への報告、対応内容の検討	162
2.4 虐待発生要因・課題の整理	165
2.5 虐待の再発防止と必要な措置	175
1) 提出された改善計画の内容チェック	176
2) 改善取組を担保するための方法	177
3) 改善計画書の受理と改善報告書の提出 及び評価時期の設定	178
2.6 モニタリング・評価	179
1) モニタリング	179
2) 改善取組の評価	179
2.7 終結段階	182
1) 終結の判断	182
2) 虐待対応の終結要件	182
3 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表	184
